

令和6年9月定例会

議案説明資料
予算に関する説明書

(令和6年度9月補正予算等関係)

警 察 本 部

令和6年9月定例会議案説明資料目次

【予算関係】
(一般会計)

警察本部

議案番号	件 名	課名等	頁
第1号	令和6年度鳥取県一般会計補正予算(第2号)		
	1 繰越明許費に関する調書	会 計 課	3

【予算関係以外】
(報 告)

報告番号	件 名	課名等	頁
第3号	議会の委任による専決処分の報告について		
	(2) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(令和6年7月30日専決)	監 察 課	4
	(3) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(令和6年7月30日専決)	監 察 課	5
	(4) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(令和6年8月22日専決)	監 察 課	6

繰越明許費に関する調書

追加

(単位：千円)

款	項	目	事業名	課名	予算額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				備考			
							国庫補助金	起債	その他	一般財源				
9	警察費	1	警察管理費	3	警察施設費	警察財産管理費	警察本部 (会計課)	598,182	15,378				15,378	警察本部地下駐車場に設置されている泡消火設備の薬剤が令和5年2月に使用禁止薬剤に追加され、メーカーに受注が集中し、納期が未定となっていた。この度、具体的な納期の目安が明らかとなり、発注から納品までにおおむね1年を要することが判明したため、繰り越すものである。
合 計					598,182	15,378					15,378			

件名	<p>議会の委任による専決処分の報告について (2) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (令和6年7月30日専決)</p>
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、令和6年7月30日専決処分したので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要 (1) 和解の相手方 広島市東区光町一丁目10番19号 株式会社TANABE グローバルキッチン 代表取締役 若林洋司</p> <p>(2) 和解の要旨 県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金405,900円を支払うものとする。</p> <p>(3) 事故の概要 ア 事故発生年月日 令和6年2月2日 午後4時30分頃 イ 事故発生場所 鳥取市安長地内 ウ 事故の状況 鳥取県警察本部刑事部捜査第二課所属の職員が、公務のため小型乗用自動車を運転中、駐車場で駐車枠に駐車しようとして後退した際、後方の安全確認が不十分であったため、後方の電柱に衝突し、和解の相手方が設置する装置を破損させたものである。</p> <p><参考> ・ 損害賠償額 405,900円 うち、保険支払額375,900円、県費支出額30,000円（うち、保険契約による免責額3万円） ・ 県側車両損害額 309,740円</p>

件名	<p>議会の委任による専決処分の報告について (3) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (令和6年7月30日専決)</p>
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、令和6年7月30日専決処分したので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要 (1) 和解の相手方 鳥取市 個人 (2) 和解の要旨 県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金19,360円を支払うものとする。 (3) 事故の概要 ア 事故発生年月日 令和6年5月14日 午前8時25分頃 イ 事故発生場所 鳥取市竹生地内 ウ 事故の状況 鳥取県鳥取警察署所属の職員が、公務のため普通特種自動車（交通事故処理車）を運転中、駐車するため後退した際、後方の安全確認が不十分であったため、和解の相手方が所有する建物の雨樋等に衝突し、同雨樋等を破損させたものである。</p> <p><参考> ・ 損害賠償額 19,360円 うち、県費支出額19,360円（保険契約による免責額3万円以内） ・ 県側車両損害額 0円</p>

件名	<p>議会の委任による専決処分の報告について (4) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (令和6年8月22日専決)</p>
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、令和6年8月22日専決処分したので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要 (1) 和解の相手方 鳥取市 個人 (2) 和解の要旨 県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金58,300円を支払うものとする。 (3) 事故の概要 ア 事故発生年月日 令和6年5月27日 午前4時26分頃 イ 事故発生場所 鳥取市商栄町地内 ウ 事故の状況 鳥取県鳥取警察署所属の職員が、公務のため普通特種自動車（交通事故処理車）を運転中、前方の安全確認が不十分であったため、路上に落下していた廃油受けを跳ね上げ、対向車線を走行していた和解の相手方所有の普通乗用自動車が汚損したものである。</p> <p><参考> ・ 損害賠償額 58,300円 うち、保険支払額28,300円、県費支出額30,000円（うち、保険契約による免責額3万円） ・ 県側車両損害額 0円</p>